

公証制度における 対面手続のオンライン化

2021年4月13日

政策部長 小木曾 稔



『公証事務』における対面原則の状況

電磁的記録を対象とする『電子公証制度』が存在するが、公正証書の作成は、その対象でなく、対面、書面交付、署名捺印を前提としている。

公証事務	嘱託/請求手続き	嘱託人と公証人の対面の有無	交付手続き	手数料納付
公正証書 1 の作成	対面	対面	書面交付	原則対面
定款・私署証書の認証	オンライン可 事前に電話・ファックスの連絡必要	原則対面 一定の場合 2 テレビ電話可	その場で電子媒体で手交可 電子送信	ネットバンク可
日付情報の付与	オンライン可 事前に電話・ファックスの連絡必要	-	電子送信	原則対面

- 1 遺言、任意後見、金銭消費貸借契約、保証意思宣明、土地建物賃貸借、離婚、事実実験など
- 2 必要な添付書類がすべてオンラインで指定公証人に提供されている場合、必要な添付書類があらかじめ指定公証人に郵送されている場合

具体的な要望事項

社会全体のデジタル化が喫緊の課題である中、
経済社会を支える法基盤である公証人制度全体も、
デジタル化に対応する必要がある。

公正証書の作成についても、電子公証制度を構築する。(対面原則、書面原則、押印原則の撤廃)

公証事務の手数料納付の対面原則を撤廃する。

公証事務の囑託・請求手続きの完全オンライン化を行う。

不動産関係手続のデジタル完結、不動産テックの推進による不動産市場の流動性拡大という観点から、対面・書面・押印原則の撤廃は必要不可欠。

不動産関係手続は、デジタル完結の方向に向かって着実に進んでいる。

- ・ IT重要事項説明は賃貸以外に売買でも本年3月30日より本格運用開始
- ・ 現在開会中の通常国会で審議中のデジタル改革関連整備法案の中で宅建業法等の一部改正法案が含まれており、契約書面等の電子化の規定が整備されている。

借地借家法で書面を交わすことを定めているもの

事業用借地権設定契約	公正証書による契約が必要	借地借家法第23条
定期借地権設定契約	公正証書などの書面による契約が必要	借地借家法第22条
定期建物賃貸借契約	公正証書などの書面による契約が必要	借地借家法第38条
取り壊し予定の建物についての特約契約	取り壊すべき事由を記載した書面が必要	借地借家法第39条

(出典)公証役場HPの画面より抜粋して作成

【要望内容】第三者の個人保証の際の公証人役場での対面手続の見直し

【理由】

- ・『公証人による意思確認に当たっては、保証予定者が任意の口授ができるよう債権者や主債務者が同席しないことが望ましく、また、基本的な事柄を安易に資料に基づかずに口授することができるかなどを確認することが必要になるが、電話やオンライン会議では同席者の有無や囑託人が資料を参照しているかどうかなどを確認することが困難となり、保証意思確認の趣旨が達成できないおそれもある。このような観点からも、電話等での対応は相当とはいえない』と法務省からは回答があった。
- ・定款認証については、既に、オンライン申請、電子署名、テレビ電話等の利用が可能であり、利用者は公証役場に出頭せずに遠隔で手続を完了することができる。上記についても可能な方策を検討すべきである。

(参考) 関係条文 民法

(公正証書の作成と保証の効力)

第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする**保証契約**又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる**根保証契約**は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が**保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。**

2 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一 保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。

イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。）主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに**主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思**（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに**主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時まで生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思**（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

二～四 (略)

3 (略)

ESSE_{online}

▶ 50代からの暮らし特設ページ

▶ 「胃人」特集

トップ>ライフ>「リモートで遺言状を作成したい…」非対面で行う専門家相談



「リモートで遺言状を作成したい…」非対面で行う専門家相談

鈴木敏起

2020.05.15

●非直接対面型のリモート専門家相談

そうこうしているうちに、父が新型コロナウイルスに罹患してしまったらどうなるでしょうか。家族ですら面会謝絶、専門家と父が直接会うこともできません。入院後2週間ほどで亡くなるケースもあります。このような状況で遺言を作成することは難しいでしょう。

真子さん夫婦はもちろん、父も焦りを感じてきました。

今のうちに父に遺言を作成してもらうためには、専門家が父と直接会わなくても「高齢の父の判断能力や、遺言内容に関しての父の真意を確認できる」というポイントをクリアできる環境があればよいと考えようになりました。

緊急事態宣言が出てから、在宅テレワークや、オンラインでのリモート会議・面談が社会に浸透し始めています。「非直接対面型のリモート専門家相談」を実施している専門家事務所はないでしょうか。

具体的なニーズ 遺言

デジタル改革アイデアボックスでの意見

あなたと創るデジタル社会

メールアドレス パスワード ログイン

Government as a Startup **デジタル改革 Idea Box** LOGIN ▲

すべて アイデアを検索する 🔍

最新 評価P 人気順 コメント数 投票順

0-1. デジタル社会に関する意見

@02621

公正証書遺言や非公正証書遺言の電子化



ZZOさん

📅 2020/10/24 14:12

💬 6コメント

👤 6ポイント

👍 お気に入り

🚩 問題を報告

🐦 ツイート

🔗 シェア

これから孤独死は増えていく。

そのような人が遺言書を書いて自宅に保管していても発見されない可能性がある。

そこでマイナポータルなどを利用して遺言書を国に預かって貰う。

- 非公正証書遺言(いままでタンスや仏壇などに隠していたもの。無料もしくは格安で)

自分で書いた遺言書をマイナポータルなどから登録。

自身で電子署名。

- 公正証書遺言(有料)

「非公正証書遺言」で登録した遺言書を公証人に依頼して見て貰い、検証・確定する。

公証人が電子署名を追加。

(参考) 日本公証人連合会会長インタビュー記事

公正証書作成の潜在的ニーズ

問．公証人から御覧になって、もっと活用されるべきではないかと思われるものは、ありますかでしょうか。

答．

各公証人によって、考えるところは違うと思いますが、公正証書に関していえば、例えば、遺言、任意後見契約、家族の信託契約、死後事務委任契約、尊厳死宣言等の超高齢化社会で特に求められる行為については、公正証書作成の依頼を受けることが多くなりました。しかし、高齢者の人口（令和2年9月21日付け朝日新聞の記事によれば、令和2年9月15日現在3617万人）を考えれば、まだまだ少ないと思います。

（ア）公正証書遺言を例に取りますと、近年は、全国で年間11万件程度です。公証人による遺言内容や遺言能力の法律的なチェックにより、有効性が確保されていること、公証人及び証人による高度な証明力が保持されていること、厳重な保管により、廃棄や偽造の防止ができること、迅速な遺言執行が可能であることなど、公正証書遺言の様々なメリットを考えれば、公正証書遺言は、もっと活用されるべきものと思っています。

（イ）また、任意後見契約や遺言では実現が困難な事業承継、資産運用等を可能にする民事信託契約や、将来、意思表示が不可能になったときに備えて、治療に関する自己決定権を確保し、親族や医療関係者に対する免責を明確にする尊厳死宣言、死後の葬儀や公務所への諸届出等の後始末を委任する死後事務委任契約等の公正証書も、活用の余地はまだまだあると考えています。

（ウ）その他、離婚給付等契約公正証書、様々な金銭債務に関する債務弁済契約公正証書のように、執行認諾文言を付し、執行力を付与することによって、裁判手続を経ることなく、迅速に金銭の支払を確保することができる執行証書は、有効な物的担保を確保できない債権者にとっては、非常に強力かつ有効なものですので、もっと活用されてしかるべきであると思います。

（エ）さらに、裁判になったときに備えて、証拠保全の意味を有する知的財産権の先使用の証拠保全等の様々な類型の事実実験公正証書も、将来の法的紛争の発生や裁判を見据えて業務を行っておられる弁護士の皆様方にとって、活用の余地は大きいと思います。

(参考) 日本公証人連合会会長インタビュー記事

コロナ禍におけるニューノーマルによる状況変化

問．コロナ禍で、公証役場の業務に影響はありましたでしょうか。現在、公証業務において、以前と変化したことはありますでしょうか。

答．
この新型コロナウイルス感染症の影響については、調査したわけではありませんが、経験から推測して、次のような影響があったものと思われます。

遺言等を始めとする公正証書の作成等の公証業務の一時的減少

高齢者の外出の回避、老人ホーム等の高齢者入所施設の面会禁止、企業の営業活動の縮小、輸出入業務の縮小や中断等、公証役場側の勤務態勢の縮小等により、一時的に、遺言、任意後見、債務弁済等を始めとする公正証書の作成業務が減少し、また、定款認証、委任状等の私署証書の認証等の業務も減少しました。

新型コロナウイルス感染症を契機とした公正証書の作成需要の発生

数値的には不明ですが、ある程度、新型コロナウイルス感染症の増加が停滞した時期には、逆に、コロナ禍の経験を契機として、例えば、「持病があるから、コロナに感染して重症化しないうちに、早めに遺言を作成しておきたい」、「コロナで、身内に面会もできなくなったら嫌だから、元気な今のうちに遺言を作成しておきたい」といった動機に基づく遺言公正証書の作成依頼が次第に目立つようになりました。また、コロナ禍で夫婦間の衝突が増えたせいかな否かは不明ですが、離婚給付等契約公正証書の作成依頼も、従前より増えてきたような気がします。また、景気が悪化したため、債務弁済契約等の執行証書の作成や執行文付与等の依頼も、従前にも増して多くなってきたような印象を受けます。

(参考)電子公証サービスの隆盛

新型コロナ需要で売上高が600%成長したオンライン公証のNotarizeが141億円調達

By [Marcy Ann Azevedo](#), [Nanko Mizoguchi](#)
2021/03/26

1年前に世界がバーチャルにシフトしたとき、とりわけ1つのサービスに需要が殺到した。電子公証サービスだ。

自宅から出ることなく文書を公証してもらえるというのは突然、贅沢というより必須のものになった。ボストン拠点のNotarize（ノータライズ）の創業者でCEOのPat Kinsel（パット・キンゼル）氏は、より多くの州の人々がリモートオンライン公証（RON）サービスを使えるようにするために、全米で適切な法案が可決されるよう取り組んだ。

その努力は報われた。売上高が前年比600%増だったNotarizeは米国時間3月25日、フィンテック専門のVCファームCanapi VenturesがリードしたシリーズDで1億3000万ドル（約141億円）を調達したと発表した。本ラウンドでのNotarizeの評価額は7億6000万ドル（約829億円）だった。この額は3500万ドル（約38億円）を調達した2020年3月のシリーズC時の3倍だ。最新のラウンドは、以前のラウンドすべての合計額を上回り、2015年の創業以来の累計調達額は2億1300万ドル（約232億円）となった。

本ラウンドには多くの投資家が参加した。Alphabetの独立グロスファンドCapitalG、Citi Ventures、Wells Fargo、True Bridge Capital Partners、そして既存投資家のCamber Creek、Ludlow Ventures、NAR（全米不動産業者協会）のSecond Century Ventures、そしてFifth Wall Venturesなどだ。

Notarizeは「ただの公証企業ではない」と主張する。むしろ（たとえばiBuyerなどの）事業の「ラストマイル」だとCanapi VenturesのパートナーであるNeil Underwood（ニール・アンダーウッド）氏は表現した。

Notarizeはまた「信頼とID承認」を事業所のプロセスにもたらすために進化してきた。

同社は2020年かなりの取引増を目の当たりにし、AdobeやDropbox、Stripe、Zillow Groupといった企業と新たに提携を結んだ。不動産、金融サービス、小売、自動車などの業界からの需要が激増した。

「2020年に世界はデジタル化を急ぎました。オンラインコマースは膨れ上がり、あらゆる産業の事業所は影響を免れるために基本的には1晩でデジタルに移行する必要がありました」とキンゼル氏は話した。「Notarizeはそうした事業所が信頼と利便性を確保しながら安全に取引を完了させられるようにサポートしてきました」。

同社は新たな資金をプラットフォームとプロダクトの拡大、そして「あらゆる規模の企業に対応」できるようにするのに使う計画だ。また、2022年は採用を倍増させる。

「Notarizeは時代遅れのビジネスモデルやテクノロジーをディスラプトしており、多くの企業が対面での取引に代わる安全なデジタル代替手法を提供する必要が出てくるにつれ、特に金融サービス分野で巨大な将来性があります」とアンダーウッド氏は話した。

Appendix

関係条文(公証人法)

第一条 公証人ハ当事者其ノ他ノ関係人ノ囑託ニ因リ左ノ事務ヲ行フ権限ヲ有ス

一 法律行為其ノ他私権ニ関スル事実ニ付公正証書ヲ作成スルコト

二 私署証書ニ認証ヲ与フルコト

三 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及其ノ準用規定並一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及第百五十五条ノ規定ニ依リ定款ニ認証ヲ与フルコト

四 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ認証ヲ与フルコト但シ公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ与フル場合ニ限ル

第二条 公証人ノ作成シタル文書又ハ電磁的記録ハ本法及他ノ法律ノ定ムル要件ヲ具備スルニ非サレハ公正ノ効力ヲ有セス

第七条ノ二 本法及他ノ法令ニ依リ公証人ガ行フコトトセラレタル電磁的記録ニ関スル事務ハ法務大臣ノ指定シタル公証人（以下指定公証人ト称ス）之ヲ取扱フ

前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

、（略）

関係条文(公証人法)

第二十八条 公証人証書ヲ作成スルニハ囑託人ノ氏名ヲ知り且之ト面識アルコトヲ要ス
公証人囑託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑証明書
ノ提出其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ証明セシムルコトヲ要
ス
、 (略)

第三十九条 公証人ハ其ノ作成シタル証書ヲ列席者ニ読聞カセ又ハ閲覽セシメ囑託人又ハ
其ノ代理人ノ承認ヲ得且其ノ旨ヲ証書ニ記載スルコトヲ要ス
通事ヲ立会ハシメタル場合ニ於テハ前項ノ外通事ヲシテ証書ノ趣旨ヲ通訳セシメ且其
ノ旨ヲ証書ニ記載スルコトヲ要ス
前二項ノ記載ヲ為シタルトキハ公証人及列席者各自証書ニ署名捺印スルコトヲ要ス
列席者ニシテ署名スルコト能ハサル者アルトキハ其ノ旨ヲ証書ニ記載シ公証人之ニ捺
印スルコトヲ要ス
証書数葉ニ涉ルトキハ公証人ハ每葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス

関係条文(公証人法)

第五十八条 公証人私署証書ニ認証ヲ与フルニハ当事者其ノ面前ニ於テ証書ニ署名若ハ捺印シタルトキ又ハ証書ノ署名若ハ捺印ヲ自認シタルトキ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

私署証書ノ謄本ニ認証ヲ与フルニハ証書ト対照シ其ノ符合スルコトヲ認メタルトキ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

私署証書ニ文字ノ挿入、削除、改竄、欄外ノ記載其ノ他ノ訂正アルトキ又ハ破損若ハ外見上著ク疑フヘキ点アルトキハ其ノ状況ヲ認証文ニ記載スルコトヲ要ス

第五十八条ノ二 公証人私署証書ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ当事者其ノ面前ニ於テ証書ノ記載ノ真実ナルコトヲ宣誓シタル上証書ニ署名若ハ捺印シ又ハ証書ノ署名若ハ捺印ヲ自認シタルトキハ其ノ旨ヲ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

(略)

第六十二条ノ三 前条ノ**定款**(其ノ定款ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ除ク以下之ニ同ジ)ノ**認証ノ囑託**ハ定款ニ通ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

公証人前項ノ**定款ノ認証ヲ与フル**ニハ囑託人ヲシテ其ノ面前ニ於テ定款各通ニ付其ノ署名又ハ記名捺印ヲ自認セシメ其ノ旨ヲ之ニ記載スルコトヲ要ス

、 (略)

関係条文(公証人法)

第六十二条ノ六 指定公証人電磁的記録ニ認証ヲ与フルニハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ**当事者其ノ面前ニ於テ**嘱託ニ係ル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付左ノ行為(第六十二条ノ二ノ定款ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付テハ第二号ノ行為ニ限ル)ヲ為シタルトキ其ノ旨ヲ内容トスル情報ヲ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ電磁的方式ニ依リ付シテ之ヲ為スコトヲ要ス

一 嘱託ニ係ル電磁的記録ニ記録セラレタル情報が其ノ者ノ作成ニ係ルモノナルコトヲ示ス措置ニシテ当該情報が他ノ情報ニ改変セラレタルヤ否ヤヲ確認シ得ル等作成者ヲ確實ニ示スコトヲ得ルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ為シタルトキ

二 前号ニ規定スル措置ヲ為シタルコトヲ自認シタルトキ

指定公証人電磁的記録ニ認証ヲ与フル場合ニ於テ**当事者其ノ面前ニ於テ**嘱託ニ係ル電磁的記録ノ内容ノ真実ナルコトヲ宣誓シタル上前項各号ノ行為ヲ為シタルトキハ其ノ旨ヲ内容トスル情報ヲ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ電磁的方式ニ依リ付シテ之ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テハ第五十八条ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス

(略)

第六十二条ノ七 指定公証人ハ法務省令ノ定ムルトコロニ依リ前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ認証ヲ受ケタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ同一性ヲ確認スルニ足ル情報ヲ保存ス

嘱託人ハ前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ認証ヲ受ケタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ノ情報ヲ記録シタル電磁的記録ノ保存ヲ請求スルコトヲ得

嘱託人、其ノ承継人又ハ電磁的記録ノ趣旨ニ付法律上利害ノ関係ヲ有スルコトヲ証明シタル者ハ左ノ証明又ハ情報ノ提供ヲ請求スルコトヲ得

一 自己ノ保有スル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト第一項ニ規定スル電磁的記録ニ記録セラレタル情報トガ同一ナルコトニ関スル証明

二 第二項ノ規定ニ依リ保存セラレタル電磁的記録ニ記録セラレタル情報ト同一ノ情報ノ提供

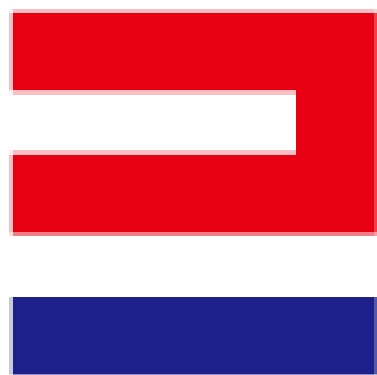
、 (略)

第六十二条ノ八 指定公証人前二条ノ規定ニ依リ認証ヲ与ヘ又ハ電磁的方式ニ依ル証明若ハ情報ノ提供ヲ行フ場合ニ於テハ認証ヲ与フル電磁的記録ニ記録セラレタル情報及第六十二条ノ六ノ規定ニ依リ之ニ付セラレタル情報又ハ当該証明ヲ内容トスル情報若ハ提供スル情報ニ左ノ措置ヲ為スコトヲ要ス

一 電磁的記録ニ記録セラレタル情報が其ノ指定公証人ノ作成ニ係ルモノナルコトヲ示ス措置ニシテ当該情報が他ノ情報ニ改変セラレタルヤ否ヤヲ確認シ得ル等作成者ヲ確實ニ示スコトヲ得ルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ為スコト

二 指定公証人が前号ニ規定スル措置ヲ為シタルモノナルコトヲ確認スル為必要ナル事項ヲ証明スル情報ヲ電磁的方式ニ依リ付スルコト

、 (略)



新經濟連盟

Japan Association of New Economy